

5/16 早稿

## 論説

2017.5.16

### 日本の平和主義

自衛のための戦争なら何でも許される」、そう考えるのは誤りである。振り返れば、日本に限らず「自衛」の名を借りて、侵略戦争を引き起してきましたからだ。

一九四六年六月、新憲法制定の帝国議会における吉田茂・鷲原の答弁を振り返ってみよう。〈近年の戦争は多く自衛権の名において戦争を引き起してきましたからだ。世界の平和を脅かさないともわからないという〉とが、日本に対する大きな疑惑であり、まだ誤解であります〉

だから、九条を定め、「この誤解を正さねばならない」という吉田の主張である。導き出されるのは、九条は自衛戦争も含めた「一切の戦争と戦力を放棄したところ、憲法の読み方である。

もともと主権国家である以上、自衛権を否定するものではないと解釈できた。そして政府は自衛のため必要最小限度の実力を保持する」ことは憲法上認められるとしてきた。その実力組織こそが自衛隊だった。

学問の上では違憲・合憲のやりとりは今も続くが、国民の生命や自由を守るために実力組織としての存在は、国民から支持を得ているのは間違いない。

ところが、安倍晋三政権下で他国を守る集團的自衛権の行使の問題が起きた。歴代の内閣法制局長官が「憲法改正をしないと無理だ」と述べたのに、一内閣の閣議決定だけで押し通した。「憲法の破壊だ」と舌が上がったほどだ。

安全保険法制とともに「違憲」の疑いが持たれている。今までの個別的自衛権は自國を守るためにあったし、自衛隊は「専守防衛」が任務であった。それなのに任務が「突然変異」してしまった。他国や同盟国の艦隊などを守る任務は明らかに九条の枠内から逸脱している。歴代の法制局長官もやうやく指摘してきた。

安倍首相は九条一項、二項はそのまま残し、三項以降に自衛隊を書き込む改憲案を提唱している。もともと不意の侵入者に対する自衛権だったのではないか。もし米軍とともに他国まで出掛けている自衛隊に変質していくのなら、九条の精神は死文化すると言わざるを得ない。

平和憲法を粗末にすれば、「自衛」の名を借りた、自衛戦争をまた引き起す恐れが出てくる。